

多良木町の副食費

○年収360万円未満の世帯のすべての子どもは免除 ★2号認定(ひとり親世帯…77,101円未満・ひとり親世帯以外…57,700円未満)

○全所得階層の第3子以降子どもは免除

各月初日の保育の実施に係る入所児の属する階層区分			保育標準時間		副食費（保育利用 2号）				
			多良木町	国の定める額					
			徴収基準額（月額）	徴収基準額（月額）					
階層区分		定 義	3歳未満児 （3号認定）	3歳未満児 （3号認定）	第1子	第2子	第3子		
							保育所に兄姉 がいる場合	保育所に兄姉 がいない場合	
第1	生保等	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、里親世帯	0円	0円	無料	無料	無料		
第2-1	要保護世帯等	第1階層を除き町民税非課税世帯	0円	0円	無料	無料	無料		
第2-2	一般		6,000円	9,000円	無料	無料	無料		
第3-1	要保護世帯等	第1階層及び2階層を除き町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額48,600円未満	6,000円	9,000円	無料	無料	無料	
第3-2	一般		均等割額のみの世帯 (所得割額のない一般世帯)	12,000円	19,500円	無料	無料	無料	
第3-3	一般		所得割課税額48,600円未満	16,000円		無料	無料	無料	
第4-1	要保護世帯等		48,600円以上77,101円未満	6,000円	9,000円	無料	無料	無料	
第4-2	一般		48,600円以上97,000円未満	22,000円	30,000円	57,700円未満は無料			
						57,700円以上			
						4,800円	4,800円	無料	4,800円
第5	一般		97,000円以上169,000円未満	27,000円	44,500円	4,800円	4,800円	無料	4,800円
第6	一般		169,000円以上301,000円未満	30,000円	61,000円	4,800円	4,800円	無料	4,800円
第7	一般		301,000円以上	35,000円	80,000円	4,800円	4,800円	無料	4,800円
第8	一般		397,000円以上		104,000円				